

第1章 八幡浜市食育推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「食」は、私達が生きていくために欠かせないものであり、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための基礎となるものです。

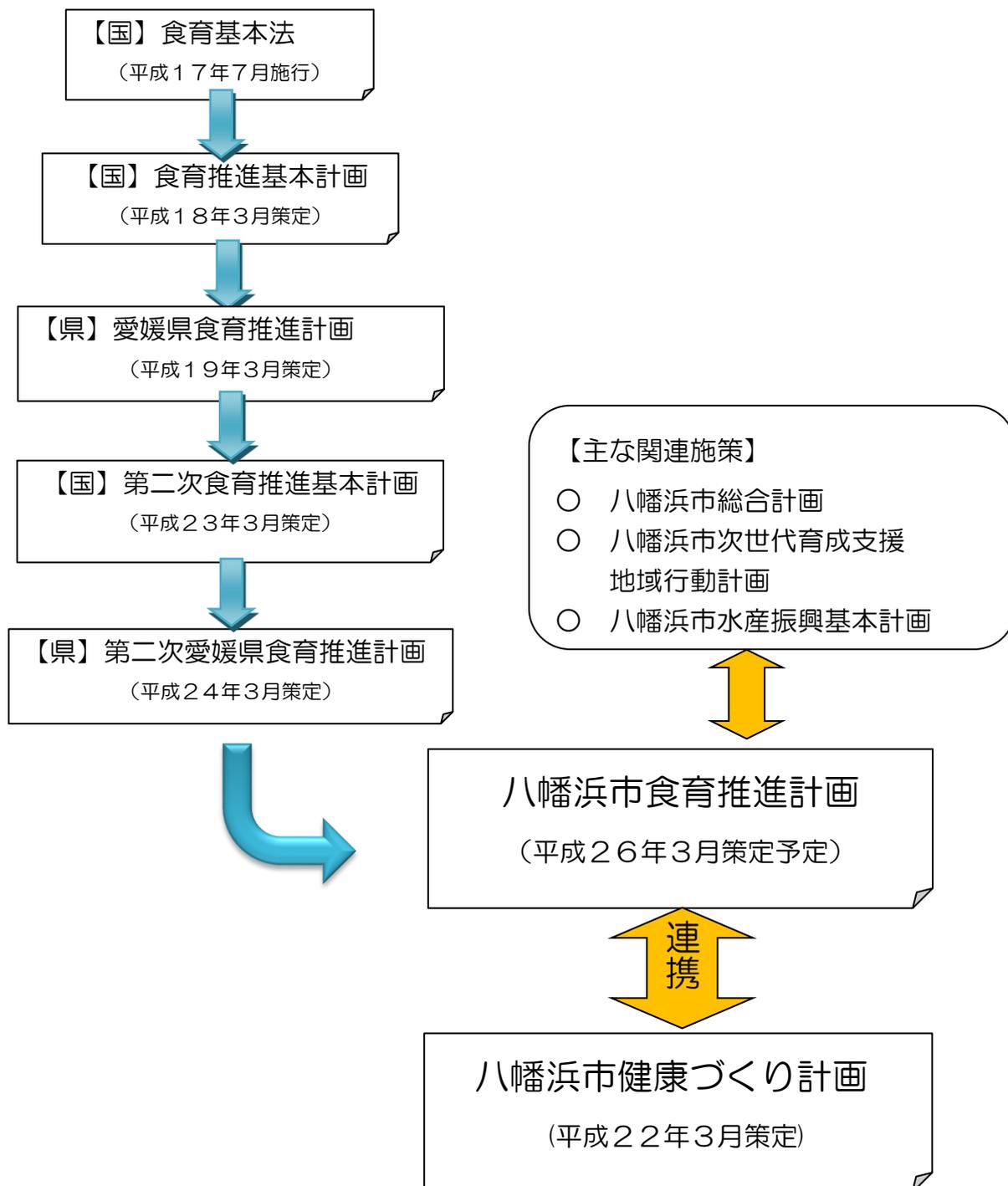
ところが、近年の急激な社会環境の変化やライフスタイルの多様化により、健康情報の氾濫、生活リズムや食生活の乱れによる生活習慣病の増加、食の安全性に対する不安、食を大切に作る心や伝統的な食文化が失われつつあるなど、食をめぐる様々な問題が生じています。

このような中、国において食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置づけ、国民が生涯にわたって健康で豊かな人間性を育めるよう、食育を“国民運動”として推進していくため、平成17年7月「食育基本法」が施行され、平成18年3月「食育推進基本計画」平成23年3月「第二次食育推進基本計画」が策定されました。愛媛県においても、平成19年3月「愛媛県食育推進計画」平成24年3月「第2次愛媛県食育推進計画」が策定されました。

豊かな自然と新鮮な食材に恵まれた八幡浜市においても、全国的に問題視されている「食」をめぐる問題傾向が現れています。市民の健康と豊かな資源や食文化を守り、生涯を通していきいきと暮らすためには、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めることが重要であることから、市民自らの取り組みを支援するため、八幡浜市の特徴を活かした「八幡浜市食育推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

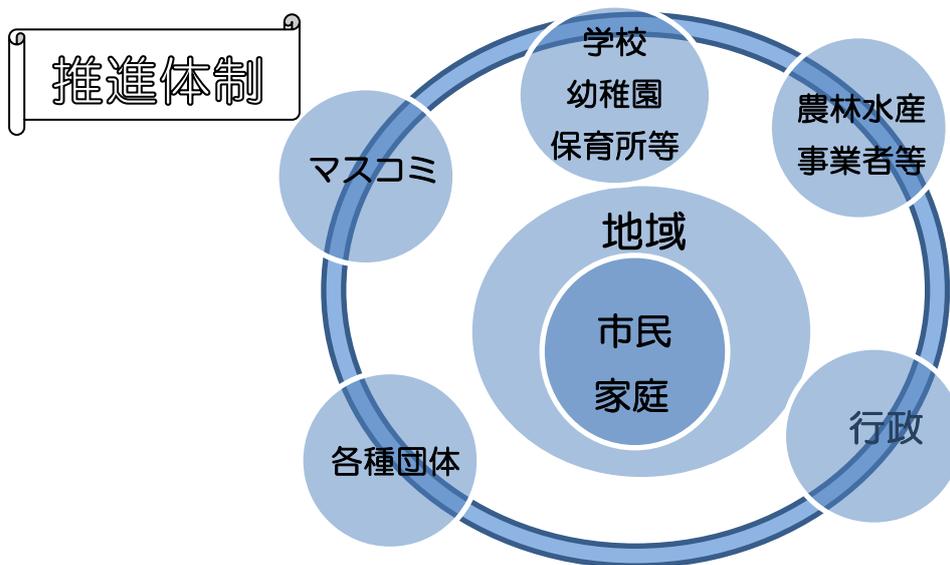
八幡浜市食育推進計画は、食育基本法第18条の規定に基づく、市町村食育推進計画と位置づけ、食育の基本的な考え方を示すとともに、食育を具体的に推進するための総合的な指針として位置づけます。



3 計画の推進体制と進行管理

八幡浜市の地域特性を活かした食育を具体的に推進するために、市民を始めとし、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、生産者など、食に関わる各種団体、行政などが協力し、つながりあいながら推進していきます。

また、「八幡浜市の食育をすすめる会（仮）」を立ち上げ、計画に基づいた食育推進ができるように活動し、随時達成状況を把握していきます。



4 計画の期間

計画の期間は、平成26年4月から平成31年3月までの5年間とします。なお、社会情勢の変化などによって見直しが必要になった場合は、計画期間内であっても必要な見直しを行います。

平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
八幡浜市食育推進計画 推進				
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ← 中間評価 随時評価・見直し → </div>				